

平成 3 0 年

# 厚生委員会会議録

と き 平成30年4月16日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 4月16日（月） 午後 1時00分～午後 3時38分  
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 石田 ちひろ 君  
委員 鈴木 真澄 君 委員 若林 ひろき 君  
委員 浅野 ひろゆき 君 委員 鈴木 ひろ子 君  
委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長  
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長  
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松 山 障 害 者 福 祉 課 長  
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長  
福 内 健 康 推 進 部 長 川 島 健 康 課 長  
品 川 区 保 健 所 長 兼 務 鈴木品川区保健所生活衛生課長  
三ッ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 仁平品川区保健所品川保健センター所長  
鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長  
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午後1時00分開会

**○石田（秀）委員長**

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、本日は、お手元に平成30年陳情第6号の写しを配付しております。これは議長より参考送付を受けたものでございますので、後ほど、各自ご覧いただければと思います。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力よろしく願いいたします。

---

1 幹部職員の異動について

**○石田（秀）委員長**

それでは、予定表の1、幹部職員の異動についてを議題に供します。

理事者より、ご紹介願います。

**○永尾福祉部長**

私から、4月1日付で福祉部幹部職員の人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

まず、統括課長に昇任されました福祉部、大串福祉計画統括課長でございます。

**○大串福祉計画課長**

どうぞよろしく願いいたします。

**○永尾福祉部長**

次に、福祉部、宮尾高齢者地域支援課長でございます。

**○宮尾高齢者地域支援課長**

高齢者地域支援課長を拝命いたしました宮尾と申します。どうぞよろしく願いいたします。

**○永尾福祉部長**

次に、松山障害者福祉課長でございます。

**○松山障害者福祉課長**

松山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○永尾福祉部長**

なお、本委員会に出席いたしません、竹田副参事が品川区社会福祉協議会に派遣されました。

福祉部は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○福内健康推進部長**

私からは、健康推進部および品川区保健所の幹部職員について、4月1日付で人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

まず、私は、健康推進部長および品川区保健所長を拝命いたしました福内でございます。よろしく願いいたします。

次に、参事品川区保健所保健予防課長事務取扱、鷹箸でございます。

**○鷹箸保健予防課長**

鷹箸です。どうぞよろしく願いいたします。

**○福内健康推進部長**

次に、健康推進部、川島健康課長でございますが、統括課長に昇任でございます。

○川島健康課長

健康課長、川島でございます。よろしくお願いいたします。

○福内健康推進部長

次に、品川区保健所統括課長、鈴木生活衛生課長でございます。

○鈴木生活衛生課長

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○福内健康推進部長

次に、仁平品川区保健所品川保健センター所長でございます。

○仁平品川保健センター所長

仁平でございます。よろしくお願いいたします。

○福内健康推進部長

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本件を終了いたします。

---

2 報告事項

(1) 品川リハビリテーションパークの開設について

○石田（秀）委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに(1)、品川リハビリテーションパークの開設についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、品川リハビリテーションパークの開設についてということで、私のほうからご報告させていただきます。お手数ですが、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、区が貸付をしました北品川五丁目の区立御殿山小学校の隣地でございます。こちらにおきまして、公益財団法人河野臨牀医学研究所が老人保健施設と回復期のリハビリテーション病院などの複合施設を平成30年6月1日に開設するというものでございます。

また、区立大崎図書館の移転整備によりまして、あわせて文化教育機能の充実を図るというものでございます。

1番が所在地の概要でございます。

1) 所在地は、品川区北品川五丁目2番1号。JRの大崎駅から歩いて9分ほどのところになっております。

2) 建物の構造でございます。鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造ということで、地上8階建て、地下1階の概要になっているところでございます。

続きまして、2番の事業の概要でございます。

1)が、先ほど申し上げました介護老人保健施設、従来型といたしまして100床、ただしこれはショートステイの20床を含むというところでございます。「介護老人保健施設ソピア御殿山」という名称でございます。

2) が通所のリハビリテーションということで、定員が30名。

また3) 訪問看護ステーション・訪問リハビリ、こちらも「訪問看護ステーションソピア御殿山」という名称でございます。

4) といたしまして、先ほど申し上げました区立大崎図書館が入ります。

それから5) でございますが、回復期のリハビリテーション病床、それから療養病床ということで、計130床でございます。

それ以外に、6) といたしましては、外来リハビリテーション科等が置かれるというところでございます。

なお、3番の権利関係および施設の運営でございます。

こちらにつきましては、定期借地権設定契約によりまして、区からこの計画地を借り受けた事業者が、建物の区分所有により老健等の介護施設と病院の事業運営を図るというものでございます。

なお、2階に設置される区立大崎図書館につきましては、区の所有施設ということでございます。

運営事業者は、先ほど申し上げましたけれども、公益財団法人河野臨牀医学研究所、代表理事、横山孝。住所が品川区北品川一丁目28番15号となっております。

4番、開設日でございますが、平成30年6月1日を予定しているというところでございます。

5番整備計画の概要でございます。恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、A3横の資料をご覧ください。

施設の概要は、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから所在地もこのとおりでございます。

外観のパスをつけさせていただきました。こういった概要になっているといったところでございます。

サービスの種類も、先ほど申し上げたとおりでございます。介護老人保健施設から始まりまして、病院といった内容になっております。

平面図でございますが、3階、4階の老健部分で、こうした形で3階、4階部分を整備したものでございます。

その下に工程表ということで、スケジュールをつけさせていただきました。平成26年度に公募が始まり、今般の竣工、また平成30年度6月の開設というふうになっております。

権利関係につきましては、先ほども触れさせていただいたとおりでございます。

断面構成図および所有区分ということで、先ほども申し上げましたが、3階、4階が老健、定員100名となっております。上階が病院といったところ。また2階が品川区立の図書館が入るところでございます。

なお、こちらの報告につきましては、本日の文教委員会でも同様の報告がなされているというところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

やっと2カ所目の老健施設ができるということで、区民の方は本当に待たれていたものだと思うのですが、今回は区が土地を提供して、定期借地料を受けながら、建物は民設民営ということになる

と思います。これは品川区が老健施設をつくりたいということで公募をして、11事業者が応募する中で、この事業者が選ばれたということになると思うのですが、指定管理者であれば、さまざま提案理由だったり、その後の協定書だったりとか、そういうふうなものは情報公開で区民に公開されるということになると思うのです。今回のように定期借地で老健施設ができる、民設民営という場合は、指定管理者と同様にその提案の内容ですとか、区との協定書ですとか、そういうものは情報公開されるものなのかというところをお聞かせいただきたいのが1点です。

それと、区との協定書というのは、公募要領の中にもいろいろと、この点、この点と協定書を結ぶというふうなことが書かれてあったのですが、実際にどのような契約書と協定書がこの事業者と結ばれているのかということについてまずお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

こちら、冒頭ご説明させていただいたように区有地でございます。こちらを50年の定期借地という形で事業者のほうに貸し出しをいたしまして、そちらで事業を展開していただくという流れになっております。

情報公開の関係で申し上げますと、基本的には公募をさせていただいて、要するに、区有地を使っただけでいいです。ただ、その使い方としては福祉関係、それから、こちらが再開発の関係で文教というところが条件づけされていまして、それに資するようなものをつくっていただきたい。であれば、この区有地を貸し出ししますといった流れで公募させていただいたというところがございます。

情報公開のところに関しましては、基本的には区有地、公有地を使っているところがございますので、そういったお声があれば、お答えできる範囲でお答えしていけるかと考えています。

協定書のところがございますけれども、大きくは土地の賃借関係が中心になってくるものでございます。月額幾らでといったところが中心になってこようかと思っております。その中で区としての一定程度の公益性といいますか、そうした中で老人福祉に資するよなといったところでの協定を結ばさせていただいたといったところがございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

この公募要領を見ますと、福祉避難所としても別途協定を結ぶということで書かれているのですが、福祉避難所としてはどのような協定書を結んだのかということがわかれば教えていただきたいと思っております。

それと、定期借地料については、これはかなり前に厚生委員会で報告があったと思うのですが、そのときはまだ具体的にはわからないということだったのです。でも、いよいよ開始されるということで、定期借地料は幾らくらいになるのか、またその根拠もどういうふうな形で定期借地料が決まってくるのかということについてもお聞かせください。

この公募要領の中にも高齢者福祉施設の場合、2分の1への減額ということも書かれているのですが、こちら辺のところも実際どうなっているのか、また、高齢者福祉施設の場合、2分の1への減額というのは、何に基づくものなのか、そこら辺についてもお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

福祉避難所ということで、こちらにつきましては、災害時の福祉避難所機能ということで、1階部分を活用する旨、先方とはお話をさせていただいております。一応、受け入れ人数としては、25人程度を今のところ予定しているというものでございます。

それから、賃料につきましては、高齢者福祉施設ということで、2分の1の減額を適用させていただ

いております。月額といたしましては、171万6,947円という金額になっております。ですので、算定価格としては、その倍の約350万円ほどといったところになっております。

2分の1の根拠でございますが、基本的にやはりこういった形で福祉に資するような施設といったところでの2分の1の減額を適用というところで公募させていただいたところでございます。それを今回、河野臨牀医学研究所のほうでも福祉施設、老健ということで開設をいただけるといったところで、2分の1の減額の適用をさせていただいているというところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

まず、福祉避難所は1階部分で25人分ということですが、25人分の備蓄が何日分とかというふうなことも含めてのことになるのかと思うのですが、そこら辺は福祉避難所として外から避難してくる方25人を受け入れる、そして、その方の何日分の備蓄をしているという形になるのかということを確認をさせていただきたいのと、定期借地料は月に約171万円、2分の1でこれだということなので、実際はこの倍ということの根拠は、近傍の地代というか、そういうようなところからこの値段が出てきているのかということも改めてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、今、説明があったのに私が受けとめられなかったのかと思うのですが、高齢者福祉施設の場合、2分の1への減額というのは、何かそういうふうな規定、どこかに定めというか、例えば国とか東京都とか、高齢者福祉の場合は2分の1にしないみたいな、そういうふうなものがもともとあるものなのかという、そこら辺の根拠があるものなのかということについても改めてお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

避難所の備蓄の関係につきましては、申しわけありません、手元に資料がないのでお答えしかねるところでございます。25人程度を予定といったところで、福祉避難所としては機能させていこうというところでございます。

それから、もとの金額の約350万円といった数字になるかと思いますが、やはり近傍のところを試算した形で貸出価格といいますか、貸付額の算定がなされているといったところでございます。

そこに対しての2分の1の減額といったところですが、特に国、都で何かというところではございません。あくまでも区の判断ということで、やはりこういった福祉という観点で施設をご利用いただく、そうした中では、その施設の健全な運営であるとか、将来的な維持管理、こういったところを踏まえての2分の1といったところで、公募の中でもそれは掲げさせていただいたところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

備蓄のところは、こういう場合は何日分ぐらいなのかというところは確認をしておいていただけたらと思っております。

それと、この2分の1については区の判断だということで、ここのところも老健のところはもちろんそういうふうなところで、自由提案施設分についても下限を2分の1というふうなことで書かれていたのですが、結局、病院の部分も全部含めて、全て2分の1、この約171万円というのは、施設の全ての部分を含めて1カ月約171万円ということでしょうか。ということは、老健施設だけでなく、病院の部分も含めて2分の1ということになったのかということも改めて確認をしておきたいと思っております。

それともう一つ、老健施設の職員体制なのですが、医師、看護師、介護福祉士、OT、PTとか、老健施設なのでいろいろ配置されるようになると思うのですが、どれくらいの体制で職員が

配置されているのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

月額約171万円といったところでございますが、この建物全体というところでございます。

ちなみに、図書館については買い取りという形になりますので区の所有となります。

それから、職員体制でございます。基本的には老健施設、常勤換算ということになりますけれども、医師が1人、看護職が10人、介護職が24人という形で、老健については職員基準となっているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

医師、看護師、介護福祉士以外にも、多分これ、リハビリのところではOTとかPTとか、そういうリハビリ関係の職員も配置されているのかと思うのですが、老健施設に対しての職員は、この医師、看護師、介護福祉士だけの35人体制ということなのか、OT、PTはそのほかにもリハビリの通所リハビリとか、さまざまあるので、そちらのほうから来るという形なのか、老健施設としての配置も基準として多分あるのではないかと思うのですが、老健施設としてのそこら辺のOT、PT、STとかもいるのかどうか分からないのですが、そこら辺の数がわかったら教えていただきたいと思います。

それと、この公募要領の中では、利用者負担の低減というところでも、土地の貸付料の減額の趣旨を踏まえて、可能な限り低廉な利用料の設定をお願いしますということで、書かれていますけれども、実際にどうなったのかということについてお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

申しわけありません、OTですとか、PTの配置の関係については、手元に資料がございません。

それから、費用の関係につきましては、こちらは多床室ということになっております。要介護度3といったところになるかと思いますが、そちらでは11万6,760円という金額算定になっているというところで聞いています。

#### ○鈴木（ひ）委員

要介護3で11万6,760円は、そんなに安いという感じではないのかなという感じがするのですが、さくら会と比べたら、どのような状況なのか、わかたら教えていただきたいと思います。

それとあとは、施工費と補助金の確認もさせていただきたいのですが、随分前の厚生委員会で説明があったときには、老健施設と訪問看護と訪問リハビリの施工費の見込みは、17億6,500万円で、東京都からの補助金が6億9,000万円という見込みだということだったので、その見込みが実際はどうだったのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それともう1つ、外来が、リハビリテーション科等となっているのですが、リハビリテーション科以外にも外来はあるのでしょうか。その点についてお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

さくら会との関連では、さくら会の金額が手元にはないので、お答えはしかねますが、基本的には大きくは変わっていないというふうに認識をしているところでございます。区内老健施設同様に展開しているといったところで、大きく変えているところではないというふうに認識しております。

それから、工事関係でございます。老健部分でいきますと、委員おっしゃっていただいたように、17億6,574万円という数字になっております。

施工工事費としては、今申し上げた17億6,574万円が老健部分になっているところでございます。それから、補助金は、東京都から老健に対しての補助金ということで6億9,733万円が支払われて

おります。

また、病院といったところで3億5,347万円が入っているといったところでございます。

基本的に、外来については、リハビリといったところで受けるところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

ここの老健は、4人部屋、ほとんどが多床室です。96が多床室で、多分個室が4床という、そのような感じだったと思うのですけれども、多床室で11万6,760円というのは、低廉という感じではないのではないかという思いがするのですけれども、食費、居住費が、月幾らかということだけ教えていただきたいと思います。

それと、回復期のリハビリテーションの病院ができるということで、回復期のリハビリテーションはすごく求められているものだと思うのですけれども、84ベッドで、療養病床が46床ということなのですけれども、この回復期リハビリテーションは、現在、北品川病院でやっているものがこちらに移ってくるということになって、病床数としてはそんなに増えないということになるのか、北品川が今、何床あるのかわからないのですけれども、区内の回復期リハビリテーションは、多分、五反田にできたりリハビリテーションの病院と、北品川と2カ所だと思うのですけれども、そういう点では、区内の回復期リハビリテーションのベッド数としてはどれぐらい増えるということになるのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

それと、療養病床というのは、これは介護保険ではなくて医療型の療養病床ということでの46床なのかということもお聞かせいただきたいのと、今回、回復期リハビリテーションのほうも4人部屋がほとんどだと思うのですけれども、4人部屋でも差額ベッドはとれると思うのですけれども、ここは差額ベッドがとられる病院になるのか、とられない病院かということでもすごく区民の側からすると大きなことだと思うのですけれども、差額ベッドがとられるのかどうなのか、わかったら教えていただきたいと思いますし、差額ベッド料もどれぐらいなのか、わかったら教えていただきたいと思います。

とりあえずそのところだけお願いします。

#### ○大串福祉計画課長

居住費と食費につきましては、要介護3の場合、居住費が1万8,000円、食費が6万円という想定でございます。目安ということで30日分ということでございます。

病院関係のベッド数につきましては、申しわけありません、こちらで資料等を持ち合わせていないので、お答えがしかねるところでございます。

基本的には、北品川のもがこちらに移ってくるというところでございます。そのような形での理解はしているところでございます。

区内全体でのといったところでは、今、手元に資料等々を持ち合わせていないといったところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

ここは厚生委員会ですので、区民の命、健康、そういうふうなところからすると、こういうふうなりハビリ病院がどれぐらい区民にとって必要なもので、今回こういうふうな形で区の土地を定期借地で貸して、どれぐらい増えるのかというのは、ぜひつかんでおいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、差額ベッド料についても、今、わからないということですが、もしわかたら教えていただきたいです。

それからあと、今回、リハビリ病院と老健施設が一緒になっているので、本当に急性期の病院からリハビリ病院のほうに移って、そこから自宅に帰るには、まだ大変だという場合に、さらに老健施設でリハビリをして自宅に戻るといところで、本当に流れとしてはとてもいい流れになってくるのではないかと思います。そういうところでは、公募要領の中にも品川区民が優先して利用できるように配慮してくださいというふうなことが書かれていたのですけれども、そういうふうなところは、ただ配慮してくださいというお願いだけなのか、それともこういうふうに配慮していきますみたいな、何か担保されるものがあるのかということについてもお聞かせいただけたらと思います。

老健施設は、今でも利用されている方は区の介護保険の運営状況を見ると、年間600人ぐらいは老健施設を使っているのです、品川区は今まで100ベッドしかなかったのです、500人は常に他の自治体の老健施設を利用せざるを得ないというような状況だったと思うのです。そういうところでは、今のさくら会の老健施設の利用状況は、多分今でも3カ月から半年待ちぐらいの状況になっているのかと思うのですけれども、そういうところがどういうふうに改善されていくと考えられているのかお聞かせいただけたらと思います。

#### ○大串福祉計画課長

当然、区の敷地を使って河野臨牀医学研究所のほうでつくっていただく、運用していただくというところがございますけれども、一定、区有施設を使うというところでは、区民優先というところをお願いをしているところがございます。

ただ、なかなかそれはやはりお願いといったところになろうかと思います。というのも、先ほど申し上げましたように、都の補助金が入ってきているところがございます。そうした場合につきましては、やはりこういった施設は広域的なといったことが大きな役割になってまいります。いわゆる地域密着型ということではございません。そうした中では、やはりそういった意味では、広域的な展開が東京都のほうから求められているといったところがございます。ただ、そうした中でも、当然、区内にこういった施設展開をしていくというところでは、区民を多く受け入れていただきたいというところをお願いをするというところがございます。

それから、さくら会といいますか、今、現状の老健の入居状況といったところでは、委員ご指摘いただいた形になっているところがございます。ただ、今回こういった形で100床の新しい老健ができ上がったというところでは、逆に言うと、区民の皆様方も身近なところで新しい選択肢が増えたというところがございますので、一定その中で入所、ご利用をお考えになっている方については、緩和されていくのかというふうに考えているところがございます。

ただ、区外に行っているといったところでの関係につきましては、やはりなかなか、各ご家庭、利用されている方のご事情といったところもあろうか思います。その辺、改めてお声を聞きながら、今後ともそういったところに対する対応については考えてまいりたいというふうに考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

1つは、利用料の問題で、食費6万円というのは、多分、特養などに比べても高いのではないかと思います。ここら辺は、それだけおいしい良質なものであるというふうになっていくのか、また、多分減免も所得に合わせて使えるというふうなことにもなると思うのですけれども、6万円というのは、ほかのところと比べてもちょっと高いのではないかと思います。ここら辺のところをどう考えられているのかということと、あともう1つ、老健施設は、本当に品川区は1カ所しかないというところ、整備率は本当に老健施設は23区の中でも下から2番目という、老健施設がな

いところもありましたので、そういうふうな状況になっていて、今回、老健で80床で、100床と考えたとしても、20人から21人になったぐらいの整備率という状況です。そういう点では、まだまだ本当に足りないという状況だということはどう捉えられているのかということと、老健施設をつくるのに、医師等も確保しなければいけないので大変だという、そういうふうなことをずっと言われていたと思うのですけれども、でも、改めてこういう形で公募すると、11事業者も応募してくるというところでは、やり手がない、事業者がないということはないのだということも改めて思ったのです。そういう点で言えば、私は同様のやり方で増設は可能ではないかと思えますし、さらなる増設を検討していただきたいと思うのですけれども、その点を最後にお聞かせいただきたいと思えます。

#### ○大串福祉計画課長

食費についての考えといったところでございます。1つは、さくら会がやっているものは区立になってこようかと思えますし、今回、こちらについては公益財団の経営といったところになってくるのかと。そこら辺での食費の考え方、あるいはバランスといったところで、このような金額になっているというふうには理解しているところでございます。

それから、今後の老健の整備のお話になろうかと思えます。こういった通過施設というところでの整備、これも一定ニーズがあるといった中では必要かというふうには認識しているところでございますが、やはりこの老健だけではなく、例えば特養であったりとか、あるいは小規模多機能であったりとか、看護小規模であったりとか、あるいはグループホームを含めて、さまざまな施設の整備につきましては、高齢者の方の状態像であるとかニーズ、こういったものを踏まえた上で、総合的に判断をしながら整備については今後とも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

今の利用料のところでありましたけれども、要介護3で約11万6,000円ということで、さくら会の今あるほうの老健施設だと、負担1割と2割で分かれていますのですけれども、こども入所の30日間の負担がそういう形になっていくのですか。今言われた約11万6,000円というのは、どういう金額なのかということ、1割、2割とあるのかということと、約11万6,000円というのはどちらの数字なのかということをお教えてください。

#### ○大串福祉計画課長

先ほど申しあげました約11万6,000円が1割負担の金額になるところでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

さくら会のほうですと、要介護3で1割だと10万5,000円、2割だと13万9,000円ということですか。そうすると、若干高いかなというふうに思えます。食費も込みで約11万6,000円。そうすると、さくら会のほうの食費は、第4段階で1日当たり1,680円なのですけれども、この場合は、1日当たりで見ると、30日で見ると、そうすると2,000円という形がいいのでしょうか。

#### ○大串福祉計画課長

30日で計算をしております、1日当たりだと2,000円いかないぐらい、約2,000円というところでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

こうした利用料の違いのところは、先ほど法人の考え方の違いということだったと思うのですけれども、やはりこちらの区からの提案のところでも、低廉な利用料等の設定をお願いをしますというふうに行っているわけですが、それをこういう金額、料金でということでは、区として、さくら会と同

等にと、その辺について、区として意見は言われたのでしょうか。

**○大串福祉計画課長**

さくら会と同等といいますか、さくら会とのバランスの中でというお話をさせていただいたところがございます。その中で、当然、河野臨牀医学研究所、運営される側のお考えも出てまいりますので、そうした中で出てきたこういった金額の設定というふうに理解をしているところがございます。

**○石田（ち）副委員長**

やはり低廉なというところでは、今あるところよりも高くなるというふうに考えてしまうので、ちょっと残念かなと思うのですけれども、この土地の貸付料のところも、区が出しているプロポーザルの実施要領で、仮算定額で336万4,800円と月額で出ていて、その半分という、168万円ぐらいなのだというふうに思っていたのですけれども、そうすると、仮算定だから、ちょっと上がったということなのか。

**○大串福祉計画課長**

公募時点での仮算定という形でそのような金額になっていたところがございます。当然、それ以降、本契約といった段階に来ているわけがございますけれども、そうした中では、まさに171万6,947円の倍の金額ということで、343万3,894円が月額ということで算定された金額になっております。その2分の1減額ということで171万6,947円というふうになっています。

**○石田（ち）副委員長**

この貸付期間の始まりから3年ごとに本件地の土地貸付料の再評価を行うとありますが、それで、土地の貸付料が上がっていくということはあるのでしょうか。それが利用者の利用料にはね返っていくことは考えられるのか伺いたいと思います。

**○大串福祉計画課長**

土地の賃借料の関係につきましては、企画調整課もしくは経理課のほうでの算定ということになってまいります。3年ごとの見直しといった中で、賃借料が上がる、下がるというのは、今の段階では何とも申し上げられないところがございますし、それが利用者のほうへというところにおいては、我々としたしましては、そういったところについてはなるべく利用者のほうに配慮していただきたいといったところで、運営事業者のほうにも申し伝えをしていくところかと考えております。

**○若林委員**

先ほどの質疑の中で確認なのですが、この建物で見ると、回復期の病床があって、そこで一定の方が老健でリハビリを受けながら在宅へというざっくりな流れ、課長もそういう流れですねということなのですが、実際は在宅の方が老健を申し込んで利用するというのも、ごくごく一般的にありますよね。そこら辺のバランスは、老健を中心にして回復期の病院があって、一方で在宅で、入院ではないけれども1回老健にとか、特養に行けないから老健に行きたいと、普通に流れがある。この三者の関係が、新たに100床できることによってどういうふうに、いわゆる大きく言うと、品川区の地域包括ケアをどのように位置づけて流れをつくらうとされているのかということを確認だけさせていただきたいのと、リハビリテーションパークと地域包括ケアで、品川区で今いろいろ、いわゆる会議体といいますか、こういうものがありますけれども、そういう中でどのように参加をして一員としてネットワークを組んでいくかということも、これまで答弁されていたとは思いますが、確認させていただきます。

**○大串福祉計画課長**

2点ご質問をいただいたかと思えます。まさに河野臨牀医学研究所でこちらを開設していただくこと

によって、包括的なケア体制の一助になっていただけるといふふうには考えているところでございますし、また、一定の急性期から回復期、あるいは老健、あるいは在宅といった流れ、そこにつきましても、ケアマネジメントが当然入ってまいりますので、今現在もその流れは大きくは変わらないところでございますけれども、外来リハビリ、あるいは通所リハビリ、訪問リハビリ、こういった老健以外のところでの施設の構成もでございますので、より在宅介護の充実が図られていくものと期待をしているところでございます。

それから、今後の会議体等々といったところでございます。こういった形で地域の中で介護保険施設を運営していただける事業者といったところでは、いろいろな形で連携協力をさらに進めながら、品川区の地域包括ケアの確立に向けて一緒にやっていきたいというふうには考えているところでございます。

#### ○若林委員

もう1回流れだけ。今のさくら会があって、その中での概算で結構なのですけれども、これはどの課長になるのか、老健に入る方が、ここですと、いわゆる病院から来る方、在宅から来る方に大きく2つ大別できると思うのですけれども、人数的にはどのような流れになっているのかだけ教えてください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

統計をとっているわけではないので正確な数字はお答えできないのですけれども、ケアマネジャー等から聞いている話としては、やはり特養の優先順位的にはまだ該当しないということで、老健を希望されている方の数が多いというふうには聞いていますので、感覚的にですけれども、どちらかという在宅から行かれる方のほうが多いというような認識は持っているところです。ただ、病院からの情報はなかなか入ってこないで、その辺の数字が必ずしも正しいかどうかは、申しわけないのですけれども、この段階ではわかりかねるところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

1点だけ私が聞いていいですか。

今こういうものが始まります。急性期があって、回復期があって、老健があってということで、先ほどのような話があったのだけれども、全国で今幾つか始まった、この先の在宅へ戻れるのだけれども、なかなか戻るには不安があるという場合のシェアハウスを運営している事業者があって、全国でまだ本当に数例しかない。こういうところを整備すると、非常にいい1つの急性期からという形になってきて、在宅へ向けてということができてくると思うのだけれども、そこら辺の模索はするのですか。

#### ○大串福祉計画課長

今のところは、こういった形で大きな流れ、病院から在宅へのシームレスなサービス提供といったところで、河野臨牀医学研究所からのご提案もいただきましたし、区といたしましても、そういった流れを重視させていただいたといったところで、この事業展開を支援させていただいているといったところでございます。委員長からご提案ありました形での1つの受け皿といったところになるかと思っておりますけれども、その辺につきましても事例等々を研究しながら、やはり区民の皆様にとってこういった形が一番いいのかといったところは、今後ともさまざまな形で検討させていただければというふうに思っております。

#### ○石田（秀）委員長

それでは、以上で本件を終了いたします。

## ○石田（秀）委員長

次に、(2)健康に関する意識調査（アンケート）結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

## ○川島健康課長

私からは、健康に関する意識調査（アンケート）結果についてご報告いたします。委員の皆様には、A4判の説明資料と、うぐいす色の冊子をお配りしております。A4判の資料をご覧ください。

まず1番、調査の目的につきましては、区民の健康に関する意識調査を行うことで、今後の健康づくりに関する取り組みを検討するための基礎資料とするものです。

2番、調査項目につきましては、(1)の健康状態、食生活、心の健康、歯と口の健康、喫煙についてなどの13項目で行いました。

3番の調査方法は、20歳以上の男女の区民について、住民基本台帳により無作為に3,000人を抽出し、郵送配布、郵送回答により自記式アンケート調査を実施しました。

調査期間は、平成29年9月15日に発送いたしまして、回答締切が10月23日までとしております。

4番の回収結果ですが、回答数が1,243通、回収率にしますと41.4%でした。

5番、回答者の属性につきましては、男性が48.9%、女性が49.4%、無回答が1.7%ということで、年齢にしますと、20代が6.7%、30代が16.7%、40代が18.7%、50代が15.4%、60代が14.4%、70代が16.6%、80代以上が10%ということでした。

6番の主な設問の結果をご紹介しますと、設問は、「自分の健康に気をつけている人」が77.2%。それから「日常生活の中で、意識して身体を動かしている人」が70.6%、こちらも高いような感じはするのですが、「いつも意識して身体を動かしている方」という設問ですと26.1%。

それから「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の認知率」ですが、今回、品川区では20.4%という結果でした。国の掲げております「健康日本21（第2次）」の現状値というところで見ますと46.8%ということで、目標が80%となっておりますので、まだまだ認知度が低いということになります。

それから、「成人の喫煙率」ですが、今回、品川区が18.0%ということで、男女別で見ますと、男性が23.9%、女性が12.1%ということで、女性の喫煙率が少し高いところが気になる部分でございます。国の「健康日本21（第2次）」では、現状値が18.3%、これは平成28年の値で、男性30.2%、女性8.2%ということで、国のほうは目標を12%と掲げております。

ちなみに、東京都の喫煙率で見ましても、18.3%ということなのですが、男性が29.3%、女性が9.7%ということで、国よりも少し女性は高いのですが、やはり今回の品川区のアンケート結果の女性の12.1%は高めに出ているのではないかというふうに分析してございます。

それから「乳がん検診の受診率」、今回のアンケートでは38.8%でしたが、「健康日本21（第2次）」、国の現状値が43.4%、目標が50%になっています。

それから「地域の人たちとのつながりは強い方か」ということで、品川区が24.8%、国の現状値が55.9%、目標が65%となっておりますので、こちらも都市部ということも考慮しても低い数値であるため、引き続き健康づくり推進委員の活動などを推進していく必要があると考えております。

7番、今後のアンケート結果の活用につきましては、区民の健康づくり施策に活用するとともに、「しながわ健康プラン21」の中間見直し、こちらはちょうど平成31年が策定から5カ年になるというこ

となので、その中間見直しに反映させます。

また、定期的にアンケート調査を実施することで、中長期的な区民の皆様の健康に対する意識変化を把握していきたいと考えております。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

まず、これ、「しながわ健康プラン21」の中間見直しに反映させていくということなのですが、この健康プラン21は、平成27年4月にできたということですね。これは10年計画ということで、5年に一遍見直していくという計画だと思うのですが、そうすると、平成32年で5年だと思うのですが、それが平成29年の段階でこのアンケート調査をしたというのが、なぜこの時期にやったのかということ。平成32年で5年ですよ。平成31年ですか。だから平成30年にやる、でも、これ、平成29年にやっているの、今年やってもいいのかなという、すごく早いなという思いがしたのですが、なぜこの時期にやったのかということと、あと、こういう調査は、平成27年4月につくられた健康プランのときも同様の調査をされなかったのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、調査項目は、区が考えた項目なのか、厚生労働省などでこういうモデルがあるのかということと、それから、特に何を調査したいという、そういう目的があったのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

#### ○川島健康課長

中間見直しは平成31年度でおおむね5年ということになるというところですよ。

あとの質問にもつながるのですが、「しながわ健康プラン21」の策定時は、そういったアンケート調査ができる場がなかったということで、いろいろある指標を使ったりして、いつもご指摘いただいておりました喫煙率が低過ぎる等といったところもありましたので、できるだけ早く区民の健康状態のベースラインとなる数値を知りたかったというようなところで、少し早めに着手させていただいたというところがございます。

それから、項目につきましては、こちらは少し「しながわ健康プラン21」の中で数値がとれなかった部分をまず幾つかとりたいた。多分、12項目ほど今回のアンケートでその辺を補えるというふうな部分と、それから、保健所、保健センターの各職種のほうにもご相談差し上げて、いろいろと施策に使えるところを抽出して項目を選んだというところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

前回の「しながわ健康プラン21」の、喫煙率とかも健康増進のメンバーの方にとったアンケートというふうなことで、本当に区民の正確な情報を把握する時間がなかったというところで、早くされたというのは了解をしました。

それから、報告書が今回出されていますけれども、これはこういう結果でしたということの報告書になっています。この結果をもとにして、分析がされていくのかというふうに思うのです。そういうふうな分析をしないと、施策に活用するということが具体的にはなかなか難しいのかと思うのですが、そこら辺のところは、この報告書をもとに、どこでどういうふうに分析しながら施策に具体的にどう生かすのかという点について、どう考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

それともう1つ、この「しながわ健康プラン21」の中には、いろいろ計画はP D C Aでやっていると、この間つくられた障害福祉計画などにしてもそうなっていますけれども、この健康プランについても、P D C Aサイクルでやっていくということで書かれているのですけれども、これは5年間でP D C Aをやっていくという考え方なのか、それとも毎年このP D C Aでサイクルを回しながらやっていくのか、その点についてもお聞かせください。

#### ○川島健康課長

こちらの今回のアンケート結果の分析につきましては、少しずつ進めているところでございます。例えば、朝御飯を食べない方の割合というところを見ますと、国や都に比べて女性の朝食欠食の割合が高いですとか、それから、間食とか夜食をとる方の割合が、男性では20代から40代が多い、女性でも20代から50代の割合が高いですとか、いろいろと見てとれる部分があるので、その辺を政策のほうに何か啓発ですとか、事業に生かせないかというふうに考えているところでございます。

それから、例えば、がん検診を受けなかった理由ですとか、そういったものも受診率向上に役立つものがないかというふうに見ているところでございます。

それから、「しながわ健康プラン21」のP D C Aのところでございますが、こちらは数が今すぐわからないのですが、「しながわ健康プラン21」に協力していただける団体ですとか企業を募っております、今、30以上ございますが、どういう行動をしたかというものを持ち寄って、文書ベースになるのですけれども、その行動をどのようにやったかという見直しをやるような形のもの、年1回、必ずやっています。大きな見直しが5年に1回で、そこで足りない部分ですとか、新たな知見を加えたもの書き替えていければというふうに考えているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

このP D C Aをどういうメンバーで、どういうふうに戻しているのか、それでまた、P D C A、多分5年に1回の見直しというところでは、しっかりとこのところを分析もしながら方針を立てていくというふうなことになっていくのだと思うのですけれども、それ以外のところでは、毎年というふうな形ではされているのか、またされていたら、そういうふうなものは公表されているのかというところも教えていただきたいと思います。

それから、品川区民健康づくり推進協議会設置要綱がありますね、その設置要綱だと、第2条の所掌事務というところで、地域における健康づくり事業の方針・全体企画および予算の立案等に関することを、この推進協議会で行うというふうなことで書かれているのですけれども、そうすると、地域における健康づくりの事業の方針とか、全体企画は、毎年出されているものなのでしょうか。それは公表されているものなのか、そういうところについてもお聞かせいただきたいのと、健康づくりというところでは、この推進協議会はすごく大きな役割を果たしているのではないかと思うのですけれども、その推進協議会は年何回ぐらい開かれていて、会議や議事録とかも公開されているのか、そこら辺についてもお聞かせください。

#### ○川島健康課長

「しながわ健康プラン21」のほう、年1回の点検というか、その部分につきましては、皆様で集まった資料を確認してというふうなところで、イベント時にやったりというのは、一番最初と次の年はやっていたのですけれども、現在、これからは多分、文書でやりとりをして、こういう行動をしていますというふうなところで、今まで、今、委員がおっしゃったように、5年に一度の厳密なやり方というのは、これら初めてやることになっているようなところで考えております。

それから、健康づくり推進協議会の活動につきましては、「しながわ健康プラン21」が根拠になるようなものになっているというところがございます。年に1回必ず総会を開いておりますし、それぞれ部会のような形で会を開いております。

それから、健康づくり推進委員は、毎月定期的に活動しております、13地区で活動しているというようなところですので、この資料も公表というような形ではないのですが、必要とあらばお渡しできるような形で皆様にお配りしているようなものになりますので、年1回の総会のところで活動方針を共有しまして、皆様が各地区で地域に根ざした活動をやっていただいているというようなことでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

もちろん各地区の健康づくり推進委員会があると思うのですが、そういう健康づくり推進委員会の代表の方も入った推進協議会がありますね。この推進協議会は年に1回だけということなのでしょうか。この推進協議会としての、多分、健康づくり事業の方針、それから全体企画、毎年事業の方針を立てているのかと思うのですが、毎年そういう形で推進協議会として健康づくりについてこいふうなことでやっていきますという事業方針みたいなものはつくられているのでしょうか。それから、推進協議会は年に1回だけということなのかということも、あわせて確認させていただきたいのと、私はそういうことでされているのであれば、ぜひ事業の方針だったりとか、全体企画の中身等は、ホームページのほうでもぜひ公表していただきたいと思うのですが、その点もお聞かせください。

#### ○川島健康課長

健康づくり推進協議会につきましては、今おっしゃったとおり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区政協力委員会協議会、民生委員協議会等、各団体の代表と、それから13地域の会長がそれぞれ入って成り立っているような会になります。総会は年1回、年度当初に開催いたしますし、総務部会という形で年に複数回、活動方針の共有、それから会長の連絡会も定期的に開催しております、それから事業を行う活動報告会ですとか、交流会というところの事業部会も随時開催しております。そういったところで13地域の活動をしている皆様に対して、その辺の取りまとめのような形で活動をしているというようなことになります。

ホームページでどうするかという話になりますと、これもまさに推進協議会の中で決めるような話になると思いますので、皆様のほうからそういう声が上がってきたときには、当然そういった形になることもあるというふうに考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

私は、ぜひ推進協議会は、品川区がこれだけ一緒になって、品川区が主体になって進めている事業だと思います。そしてそういうふうな形でさまざま取り組みもされているわけですから、その点については、アピールも含めて、健康に対しての啓発というところは、すごくやはりこれからもっともっと大きく取り組んでいくことが必要な事業だと思うのです。そういう点では、ぜひこれはホームページにも大きく公表していくということで、ご検討いただきたいと要望させていただきます。

#### ○若林委員

貴重な調査結果、大変お疲れさまでございました。これは、今後の展開ですけれども、所管の中で言えば、「しながわ健康プラン21」の中間見直しに活用するということですが、それ以外に、今、地域で進められている支え愛・ほっとステーション等でこういう課題をしっかりと分析をしながら地域資源を活用していこうという、また平成30年度の流れもあるかと思っておりますので、こちら、どちらの所管にな

るのかわかりませんが、そういった点での所管外での活用等について、見直しをお聞かせください。

#### ○川島健康課長

貴重なアンケートデータでございますので、しっかり情報を共有させていただいて、何か連携した取り組みができるかどうかということも、ほかの関係部署とも協力しながらやっていきたいと思っております。

#### ○若林委員

そうしますと、ちょっとめくったら、年代別のさまざまなデータが書かれているのですが、詳細に手元の原本で見ると、地域も当然入っているのかと思っておりますが、そうすると、より一層地域で活用できるのかなという思いなので、ここの資料はこれで概略はわかるのですが、もうちょっとの展開という意味で、どのような分析が考えられるか、そういうデータがあるのかどうかというのは、確認だけさせていただきたい。

#### ○川島健康課長

申しわけありません、地域ごとに集計のし直しができるのかどうかというのは、今、私もわからないところなのですが、生のデータを抽出して、分析がまだ可能かどうかということも含めて、しっかりデータの活用をさせていただければと思います。

#### ○石田（ち）副委員長

この「しながわ健康プラン21」の10年計画を5年をめどに見直ししていく、それに生かしていく今回のアンケートということで、先ほども「しながわ健康プラン21」をつくる際に、アンケートなどが時間がなくてとれなかったと、今あるデータの中でつくられたということですので、今回こういうアンケートがとられたということは、中間見直しで結構大きく内容が変わっていくといふふうに考えていいのでしょうか。改めて区民の声をしっかりと聞き直したということになっていくと思うので、そういうふうに考えていいのかということと、あと、「しながわ健康プラン21」の進行管理というところで、先ほどから出ているPDCAサイクルでやっていくということも書かれていまして、分析評価については、品川区民健康づくり推進協議会がその役割を担っていきますというふうに、「しながわ健康プラン21」、「しながわ健康プラン21」に書かれているのですけれども、そうすると、このアンケートも含めた分析評価を品川区民健康づくり推進協議会がやっていくということになると思うのです。その推進協議会が、見直しをしていくに当たっての会議は予定されているのかということと、それと、このメンバー、医療関係、地域団体、また推進委員会の皆さん、あと健康づくりの実践団体などが入っていて、この区に勤務する職員も入るとなっていると思うのですけれども、それは誰が入られているのかを伺いたいと思っております。

#### ○川島健康課長

品川区民健康づくり推進協議会に区の職員が誰が入っているのかというようなご質問だと思いますけれども、こちらは、健康推進部長、それから保健所長、今は兼務ということですので一人ですが、それから健康推進部の管理職、健康課長、国保医療年金課長、それから品川保健センター、荏原保健センター、大井保健センターの所長といった方がこちらの中に加わっているということでございます。

#### ○石田（秀）委員長

会議の予定については。

#### ○川島健康課長

失礼いたしました。「しながわ健康プラン21」の中間見直しで大きく変わっていくのかということ

でございますが、こちらはあくまでも中間見直しですので、足りない部分を加筆するというようなところで、骨組みまで変わるものではないと考えております。

それから、プランの進行管理を推進協議会が担っているというようにお話だと思えますけれども、当然、今回も4月に総会を開催するところでございますので、ただ、どのタイミングで、どういう資料をお渡しするかとか、それから見直しに当たって具体的な検討をする、こういったメンバーでというようなところは、これから決めていくことになると思います。

#### ○石田（ち）副委員長

そうすると、この「しながわ健康プラン21」をつくったときの策定メンバーと同じメンバーでこれを見直していくということなのか、今、メンバーも考えていくということだったのですけれども、この見直し調査、今日出していただいた健康に関する意識調査を分析していくメンバーは、「しながわ健康プラン21」をつくっていったメンバーということになるのですか。

#### ○川島健康課長

まず、アンケート結果は、今、こちらに集計したところで、それからどのような形で「しながわ健康プラン21」の中間見直しに生かしていくかというところのメンバーにつきましては、まだこれから決めていくということでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

そもそも「しながわ健康プラン21」がつくられたときのメンバーは、どういうメンバーで、どういう会議体で、何回ぐらいやってこれがつくられていったのか、それは区民への公開とか、そういうふうな場で区民の「しながわ健康プラン21」ということが、策定のときはどうだったのか。また中間の見直しは、メンバーをこれから検討するということなのですから、そのメンバーも、例えば障害福祉計画も今回つくられるときに、品川区地域自立支援協議会が全部公開になって、区民が傍聴できるようにもなって、どのような意見が出されたのかというふうなことも区民がわかるし、それから議事録も公開されるということにもなったのですけれども、そういう形で「しながわ健康プラン21」も見直されていくように私はぜひしていただきたいと思うのですけれども、その点についてもお聞かせください。

#### ○川島健康課長

現行の「しながわ健康プラン21」につきましては、外部の方が入った策定委員会と庁内検討委員会の二本立てで決めていて、どちらも複数回開催したところでございます。

こちらは特に傍聴可とか、そういう話もなかったものですから、そのまま普通に会議を開いてやってきたところでございます。

先ほども申しましたが、これからの中間見直しをどういう検討体制でやるかというのは、まだ決めていないところですので、これからどのような形にするのか、どのようなメンバーで検討していくのかというようなところも含めて、これからの検討課題になるのだと思います。

ただ、もし委員会をどうするかという話になった場合は、当然、委員の方ですとか、それから委員長のご意見も聞きながら、公開のあり方ですとか、会議の持ち方ですとかというのは決めていくことになると思いますので、今、私どもからお答えはできないということでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

私は、区民の健康は本当に区民自身の啓発というふうなところもすごく大きいですし、関心もすごく高いところですので、そういう意味からも、ぜひこれを公開の場で検討していただきたいですし、また、議事録などもホームページで公開していただきたいと思いますので、そういう方向で、区の考え方が大

きく左右すると思いますので、そういう方向でぜひやっていただきたいということで要望をしておきます。

○石田（秀）委員長

ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 住宅宿泊事業法に係る品川区の体制について

○石田（秀）委員長

次に(3)、住宅宿泊事業法に係る品川区の体制についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木生活衛生課長

それでは、私からは、住宅宿泊事業法に係る品川区の体制について、ご報告をいたします。お手元の資料をご覧ください。

まず資料の1ページ目からでございますが、住宅宿泊事業法に係る品川区の体制についてということで、この品川区におけるいわゆる民泊への対応についてでございますが、第一回定例会で審議、可決をいただきました品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例に沿いまして体制を構築したものでございます。

資料の上、四角く点線で囲ってありますが、今回、区で構築した体制の主なポイントとなります。

まず、住宅宿泊事業の実施に際しましては、届出・苦情などの受付窓口は、品川区保健所に設置をしまして、ここが中心の所管となります。

また、届出や苦情に関する情報については、区役所内関係部署、それから警察、消防等、国が設置しましたシステムを活用するなどして情報の共有を図ってまいります。

また3点目でございますが、電話や訪問等による初期対応の指導等で改善が困難なケースも場合によっては想定されますので、その場合は、関係部署、警察、消防も含めて、対応を検討しながら具体的な指導・監督を実施するという、この3点がポイントになっております。

では、具体的な体制全体の概要をご説明いたします。中央に青い枠は各関係機関の関係図を示してございます。

真ん中にあります青い網かけの品川区、こちらが区または保健所の中心となる仕組みになっております。

左上にあります住宅宿泊事業者からの届出の受理、それから、そこに対する監督、指導や立入検査、改善命令等につきましては、品川区保健所が担当いたします。

また、それと連携をするように、下に書いてあります各関係部署、建築物の安全確保等について建築課、騒音に関しては環境課、ごみや廃棄物に関しては清掃事務所というように、庁内の連携体制もとっているところでございます。

それから、右上に地域住民等というところがございますが、地域の住民の皆様などから苦情や相談がある場合には、区の保健所の苦情受付、相談対応の窓口、もしくは観光庁で設置をしますコールセンター、この両方でお受けします。コールセンターのほうに区民の方から苦情や情報が行った場合にも、区のほうにも情報提供があつて共有ができるという仕組みを構築しております。

また、下のほうにピンクで消防署、警察署と入っておりますが、消防に関しては、届出の時点で既に消防法の適合に関しての相談と指導については協力をしていただきながら、また区民の苦情に基づいた

ものや、区のほうの監督の中で発生した警察との連携が必要な場合についても、そこで情報共有や連携するというようなことで、実務レベルの打ち合わせも始めたところでございます。

左下をご覧ください。届出受付の主な流れでございます。

まずは、①番、今回、国のほうで設置いたしました電子システム、もしくはその帳票を利用した紙の書類によりまして届出をしていただきます。保健所でその不備等を確認して、必要に応じて書類の補正、追加等を求めるものでございます。

その上で、②番、届出内容について関係部署と共有をした上で、確認をしまして、それが大丈夫な内容、不備が修正され整ったものであれば、③番の届出書類、それから指導の内容を共有できるデータベースに入力いたします。その入力をもって受付が完了する場合に、④番の事業者に対しての届出番号・標識等の交付をするという流れになっております。

また、実際に届出を受けた後、事業が開始された後の苦情を受付や指導監督の流れは、右下に四角で囲っている部分でございます。

①番事業者、管理業者などからの相談、また、地域住民の方や宿泊者からの苦情、通報については、先ほど申し上げたように、品川区保健所で受付をしております。

②番、事業者に対しての苦情の内容の伝達、またそれに伴う改善指導等については、区のほうで責任をもって電話なり現地に赴くなりして行ってまいります。

次に③番で、②番のような初期対応では対応が困難な場合に、関係部署と対応について調整、検討します。また、法令等による監督が必要な場合については、消防、警察へ引き継ぎということで、この図に示す各関係機関との連携の中で、状況に応じた対応をしております。

最後、④番で、対応結果を記録しながら、今後のよりよい指導・監督につなげるという体制を組んだところでございます。

おめくりいただきまして次の資料でございます。こちらは、今申し上げた体制の中で、具体的に事業者に指導をしたり、それから事業が始まってからの区の対応、指導や監督について規定するガイドラインを作成いたしましたので、本日は、本冊もお手元にご用意はしておりますが、説明はこの概要を使わせていただきます。

まず、このガイドラインでございますが、国の定めました住宅宿泊事業法、同施行令、同施行規則、それと国のガイドラインに当たります住宅宿泊事業法施行要領、これらに基づきながら、区の条例に沿った内容に具体的な内容を示したものがこのガイドラインとなっております。

第一回定例会で可決いただいた条例の公布が3月9日でございますので、その公布に合わせてこのガイドラインも関係者に公表をしたところでございます。

それでは、各章ごとにガイドラインの概要をご説明いたします。

まず第1でございますが、制定の趣旨でございます。これは法に基づきまして、住宅宿泊事業に係る届出の手続、また事業者の業務に関するガイドラインを定めることで、区内の住宅宿泊事業の振興と適正な実施運営の確保を図るというものでございます。

第2は、用語の定義でございます。これは法や施行令、それから国のガイドラインに沿った用語の定義を改めて示したものでございます。

第3の条例による住宅宿泊事業の実施の制限でございますが、これは条例に明記をしてございますものと同じものをここに3点掲げております。制限区域のもの、それから期間の制限、それから届出住宅の敷地が制限区域の内外にわたる場合、基本的には制限区域内とみなすという、この3点でございます。

次に第4ですが、住宅宿泊事業実施前の事前準備、これは事業を営もうとする事業者向けのものでございます。6点ほど規定がございますが、届出窓口における事前相談。周辺住民の方等への事前周知。届け出る住宅の安全確保。また、届出住宅が分譲マンションの場合には、その当該建物において管理規約等で、住宅宿泊事業を禁止する旨の定めがない場合には可能ということで、その辺の確認もこちらで明記をしてございます。5番の管理業務、6番の関係機関等との相談・調整についても、事前準備の段階でしっかりと済ませるよにということで、今、ご説明しているところでございます。

次に、第5は、各種届出の具体的な内容について記載をしております。まずは、住宅宿泊事業の届出の受理と内容確認ということで、届出者の本人確認や届出方法、それから人を宿泊させる日数、つまり、営業の日数の確認等を出させるという手続のものと、2番の届出を出した後の変更・継承・廃業等の届出についての規定でございます。

右上をご覧ください。第6でございますが、こちら、今度は区のほうで事業者の業務に関する指導を行うときの基準の章になります。

1番にあります宿泊者の衛生の確保。2番、宿泊者の安全の確保。3番の外国人観光客である宿泊者への快適性や利便性の確保。外国語の案内も含めたもの。それから、4番の宿泊者名簿の備えつけ。5番の周辺の生活環境への悪影響の防止。6番、苦情等、具体的な業務をする上で必要なことを示したものでございます。

次に、第7の監督でございます。これが保健所、区が実際に業務の状況に応じて報告の徴収や立入検査、また業務改善命令、業務停止命令等を行う場合の定めとなっているものでございます。

3番の業務停止命令につきましては、業務の一部停止、また全部停止、そういう事業の廃止という区分がございます、それぞれ国土交通省への登録の取消や1年以内の業務停止などの要請をあわせて行うものとなっております。

第8は、警察、消防等の関係機関との連携です。

それから第9、その他でございますが、こちらはまだこれから始まる新しい法制度に基づく事業の仕組みでございますので、今後のさまざまな進展を見極めながら、必要に応じてガイドラインの見直し等必要な措置について記載をしたものでございます。

最後に、ガイドラインの巻末には、関係機関の一覧や様式集、標識の例なども添付しているものでございます。

なお、条例を可決いただいて公布してから現在、先週の金曜日、4月13日時点での相談等の件数でございますが、届出の前提で準備をされまして書類が提出されたものが1件ございます。ただ、書類に不備がございましたので、まだ受理、許可というところまではいっていないものとなっております。

そのほか届出をするにあたっての相談が、3月15日から4月13日の時点で64件あり、窓口で対応しております。

また、区民の方等からの住宅宿泊事業に関する苦情等の問い合わせ、意見でございますが、今まで5件ございました。現状としては以上となっております。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

民泊ということで、いよいよ本当にこれが始まるということで、保健所としても新たな仕事加わっ

て大変になるのではないかと思います。私たちは、この条例そのものが甘過ぎるということで反対をしたところでありまして、これからも本当に区民にとっても、それから宿泊者にとっても、しっかりと安全を確保するような、そういうふうな形で進めることが本当に大事だなというふうに思っているところです。今回、この民泊の事業が始まるにあたって、届出とか苦情の受付窓口は、品川区保健所に設置するということなのですけれども、新たにこういう仕事加わることで、何人体制で行われることになるのかということをお聞かせください。

それから、苦情の受付というの、保健所がやっている時間帯ということになると思うのですが、そうすると、9時から5時15分くらいまでということになるかと思えます。それ以外のところでさまざまなトラブルが発生したときは、どうすればいいのか。観光庁のコールセンターというところに行くしかないのか。このところは24時間体制でやっているのかということについてもお聞かせいただきたいと思えます。まずその点をお願いします。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず、区の窓口の人員ということでございますが、直接所管します生活衛生課の人数で限った場合には、一応12人で担当します。ただし、そこにかかわる部分で食品衛生だとか、庁内の各関係課との調整連絡もありますので、その所管先のほうの人数はカウントしないで12人の係で対応ということになっております。

それから、対応の時間でございますが、ご指摘のとおり、庁舎での受付は庁舎の開庁時間、朝8時半から夕方5時15分になります。国の設置するコールセンターは24時間体制ということになっております。

また、事業が始まってから、特に近隣の住民の方や宿泊者の方への速やかな苦情やトラブルの対応につきましては、基本的には事業者のほうで責任をもって対応するということになっておりますので、その辺で対応しきれなかった場合に、区のほうにもまた、もしくは対応が完了した時点で連絡が入ることはあるとは思いますが、基本的に現場での対応は事業者の責任というのが法の考え方でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

生活衛生課の12人ということですが、新たに増員になったのか、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

苦情は事業者が対応ということなのですが、その事業者が常時常駐していない状況になるのが大変問題になるのではないかとこのように思えます。

また、既に苦情が5件来ているということなのですが、この5件の苦情はどのようなものだったのかについてもお聞かせいただきたいと思えます。

それから、このガイドラインの概要の第4、事前準備のところなのですが、届出住宅が分譲マンションである場合の事業で、もう既に管理規約の中に禁止する定めがあるところは、そこでは民泊をすることができないということになりますので、問題は起こらないと思うのですが、何割ぐらいのマンションが管理規約の中に禁止する旨の定めをしているのかということ、何割、または何軒という、そういうふうなところがわかったら教えていただきたいと思えます。

あと、マンションのところでも、こういう民泊が開始されるにあたって、規約で禁止すれば民泊を実施することはできないという、条例も含めて、マンションに対しての周知という点では、どのようにされたのかということについてもお聞かせください。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず1点目の今回の業務を実施するにあたって、人力的にどれぐらいの増加をしたかということですが、複数の事業が関係している、また既存の職員も対応するというので、人数として増えたのは1人でございます。

それから、事業者の常駐に関してでございますが、厳密に言いますと、法では常駐という言い方はしておりません。適正な管理ができる状態ということで定められておりますので、これについては区も国の法令、それからガイドラインに沿ったものと同等のレベルでの要求をしているところでございます。

それから、苦情の5件の内訳でございますが、5件のうち3件はNHKのニュースで区内のいわゆる民泊の事業者が取り上げられたことに関しまして、そのニュースを見る限りでは、あまり望ましくない情報だったので、ああいうものはやめさせろというようなご意見が3件でございます。

それから、あとは、実際に民泊にあたると思われる事業を今やっているケースが2カ所あるということで、それについてのごみの問題、それから、そこに入居する利用者についての苦情が2件でございます。

それから、ガイドラインの第4事前準備のところ、分譲マンションの定めのことでございますが、これについては、法の準備の段階で国からもいろいろ示されまして、各マンションの管理組合等にも規約で明記することが望ましいという通知は既に出されているところでございます。それが出されたのが暮れから年明けにかけてでございますので、何件のマンション管理組合で規定を定めたかとか、その割合についてはまだ把握ができていない段階でございます。

それに関しまして、マンションにも周知ということでございますが、国のほうでは事前に各マンション管理組合だとか、住宅誌の協会といいますか、関係団体を通じて周知をしているというところでございますので、区のほうでも今後は何らかの形で、ホームページ等を使って周知する必要があるというふうに考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

区の条例というところもありますので、私は区のほうでもぜひ各マンションに対しては周知をやっていただきたいと思います。

それと、ガイドラインで詳しくお聞かせいただきたいところが何点かあるのですけれども、ガイドラインの5ページのところの第4、住宅宿泊事業実施前の事前準備というところで、事前相談で届出に先立って事業の概要ですとか、届出に必要な書類、そういうふうなところで、どこの事業者がどこで民泊をやるというふうなことが区のほうにも届出されることになると思うのですけれども、この民泊の、どこがどこで民泊をやっているという一覧みたいなもの、そして、その事業者がどういう事業者かというふうなものは、区民に対して公開されるものなのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、2の周辺住民等への事前周知というところで、これは書面でというところで、説明会については全くこのガイドラインの中に出てこないのです。しかも、(1)周辺住民等の範囲も、①番はこれは一戸建てということで考えていいのでしょうか。一戸建ての民泊の場合は、その住宅の敷地からの距離が10m程度の範囲のところにある家に対してポスティングで周知するということになるのかということの確認をさせてください。

この家屋を所有又は居住する住民ということで、住んでいる方はわかると思うのですけれども、住んでいない所有者に対しての周知というふうなところまで、区はきちんとチェックをして、そここのところまで周知するよという指導までどういうふうにするのか。というのは、住んでいない所有者は調べないとわからないと思うのです。そういうふうなところまで区としてもきちんとさせる方向でできるの

かということです。

それから、6ページの②のところです。共同住宅の場合は、その事業を営もうとする住宅と同一の階と、その住宅の上と下の階の人にだけ周知すればいいという規定になっているのかと思うのですが、共同住宅、マンションに住んでいる人の中でも、同じフロアの人、または上と下の人にしかわからなくて、マンション全体のところに対して、そこに民泊があるかどうかというのが、そのマンションに住んでいる人がわからないという状況になると思うのです。なぜこのようになったのか、私はマンションの全ての人にせめて周知を、本来であれば、私は説明会をして説明をすることまで必要だと思うのですが、いくらなんでもこの周知はあまりに少ないのではないかと思うのですが、そこはなぜこのように少なく限定するのかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それとあと、③番についても、その他周辺住民等に該当しない地域の町会・自治会から要望があった場合に町会・自治会長に説明を行う等、法の趣旨を踏まえ、事業を行おうとする者が必要と認める者であるのですが、要望があった場合というのは、町会とか自治会がどこでどういう事業者が民泊をやるかということを知らされていないわけですから、要望すると言っても、町会、自治会が要望することができるのかと思ったのです。そういうふうなところで、どこで民泊がされているかという情報を町会、自治会はどういうふうに得ればいいのかという点についてもお聞かせください。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず1点目の届け出た事業者の一覧や、その情報の把握については、国で設置したシステム、これは全国どこで届出をしても同一のシステムで共有されますので、そこで情報は把握をしているところでございます。

また、公表についても、国で公表の基準を定められておりますので、その届出日であったり、それから事業者名等について公表するという事は担保されております。

それから、事前周知の説明会でございますが、この事前周知については、先ほど申し上げたように、国の法律、それから施行令やガイドライン等について、基本的なところが定められておまして、それに沿ったものでございます。

条例案の審議のときにもご意見があったとは思いますが、一定程度、状況を把握して適切な指導ができる規制といいますか、手続、それと、営業の自由を確保する上での事業の阻害性の軽減というところでバランスをとって考えたというふう聞いておりますので、区もその中で、ある程度、状況を把握して適正な管理ができるところの手続を規定したというものになっているものでございます。

また、一戸建てで不在の所有者につきましては、一義的には近隣の生活環境に悪い影響を及ぼさないようにということでございますので、ご指摘の不在というのが長期的に住んでいない場合であれば、利用者が出た時点ですぐに影響が出るものではないという場合もありますので、一応その対象として義務づけはしていないものでございます。

それから、マンションの同一階とか上下の部分への周知についてです。これも実はそこで民泊をやっていることがわからないということのご指摘でございましたけれども、住宅宿泊事業を営む場合には、許可を得た標識の掲示が義務づけられておりますので、その場所について、特にマンションは構造上、エントランスがセキュリティがかかっていて一般の方は入れない等ありますので、どこというような定めがございません。その建物の状況に応じて管理組合等と相談をして、しっかりと表示することになっておりますので、その関係で直接騒音などで影響が出る上下階と同一フロアということで定められたものだと思います。

それから、町会等の要望があった場合の文言に関して、知らされていない場合、どこで知ることかということですが、基本的には、必要な場合はお問い合わせをいただければ、どこで民泊事業が行われているかという情報は公開されますので、そこで把握していただくことになるかと思います。

この事前周知に関しましては、あくまで近隣の生活環境に悪影響が出ることを防止するという趣旨でございますので、できるだけ広く周知いただくのは当然でございますが、そこまでは今の法制度の考え方では義務づけていないというものでございますので、それに合わせたガイドラインとなっている部分でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

マンションなどでも、上下と同じフロアというだけで、自分の住んでいるマンションの中で民泊がされているかどうか全然わからないまま住むというふうな状況になります。これは本当に区としてのガイドラインというふうなところなので、私はそこら辺のところはぜひ、国がこういうふうなガイドラインだから、区もそれにのっとってというだけではなく、できるだけ居住者の権利というか、そういうものもきちんと守るという意味からも、周知はせめてマンション全体にする等すべきではないかというふうに思います。

あと、掲示についても、後ろにどういうふうに掲示をするかという案が出ていますけれども、マンションの場合、一戸建てだったら、多分この一番上の大きなものがつけられるのだと思うのですが、マンションの場合、どこにどういうふうに掲示するかというと、集合ポストのところぐらいしか掲示できないのではないかというふうな議論がされていたと思うのです。具体的に、では、ここの部屋が民泊ですとわかる表示は、区としては、どういうところに掲示されて、どのようにわかるようになるのかと考えられているのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、その下の②事前周知に際して留意すべき事項のところも、全部これ、ポスティングなのです。やはりこういう民泊ということで、さまざまトラブルも起こっている中で事業が始まるわけですから、私は説明会をぜひ義務づけていただきたいというふうに改めて要望もしておきます。

それから、さまざまあるので続けてお聞きしたいのですが、6ページの3のところの事業を営もうとする住宅の安全確保措置というところなのですが、(1)の安全確保の措置、届出住宅の安全の確保というところで、これは後ろのほうの様式2というところでチェックをすると書かれていますので、このチェックは、事業開始前に東京都建築士事務所協会がこれに沿ってチェックをしたものを、そのサインも含めて出す、区がその用紙を求めるといって、そういうことだけで終わっていくのかという点について確認させてください。品川区が実際にこの届出住宅の安全についてのチェックを直接するということはないのかどうかというところなんです。その様式2のところも、火災に関する対応というところがほとんどだというふうに思ったのですが、建物の耐震性というところについては問われることはないのか、その点についてお聞かせください。

それとあと、東京都建築士事務所協会が、多分チェックリストによって確認するというふうなことになっていくのかと思うのですが、そうすると、何かあったときには、東京都建築士事務所協会が責任を負うという形になるのか、そういう点では東京都建築士事務所協会とのやりとり、協定とかも含めて、どういうふうに話し合いがついているのかという点についてもお聞かせください。

#### ○鈴木生活衛生課長

まずは、一番最初のマンションなどの場合に、同一階と上下だけではなく、全戸に周知というお話と、それから、民泊の表示をどこにどういうふうに掲示をするのかというところですが、先ほども

申し上げましたように、マンションの形状や、その管理組合の考え方によって、一律どこにということができないというところで、しっかりとわかりやすいところに掲示をする、また、そのためには建物の所有者なり管理組合と話し合っただけという指導をするということになっております。

それから、ポスティングに関して、ポスティングでは不足であるので説明会をというご意見でございますが、これにつきましても、どこまでが事業参入の支障といいますか、ハードルになるかというところで、定められたものに沿って、現在、設定しているものでございますので、基本的には、ご指摘のように、現在も数件ほどは苦情が来ておりますけれども、それはあくまで法が施行されていない、今の制度がない段階でのものでございますので、その辺の中身については、しっかりと法施行後の状況を見極めながら対応する必要があるというふうに考えております。

それから、安全確保の面で、東京都建築士事務所協会の確認についてでございますが、基本的には、建築士の確認というのは専門的な知見もしくは技術が必要な部分に関しての確認を東京都建築士事務所協会にお願いをしているということで、これは都のほうで仕組みを構築したものを利用しているものでございますので、区と直接内容についての責任分担等のやりとりをしているものではございませんが、基本的には基準に沿って不備がないか、基準をクリアしているかという確認でございます。適正な確認の後に何かチェック以外の部分で事業についての支障が起きた場合にも、東京都建築士事務所協会に責任を問うものではございません。基本的には事業者の責任になるというふうに考えております。

それから、耐震性についてでございますが、これはもう住宅宿泊事業法、旅館業法関係なく、建物としての耐震性は建築基準法で基準が定められておりますので、この届出に関しては、違法建築は当然届出をしても許可〔後刻に「受理」と答弁訂正あり。〕できませんので、その辺でチェック項目には入れていないということでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

実際に耐震基準を見たしていない旧耐震の建物はたくさんあると思うのですが、そういうところのチェックはされないということなのかということをお聞かせください。

それから、ハードルを低くすることということなのだと思いますけれども、やはりハードルを低くすることで、住民とのトラブルだったり、住民や宿泊者の安全が守れないというふうなことになることは避けるべきだと思いますので、逆に私はハードルは高くすべきではないかというふうに思います。

それと、次の7ページの4の(1)マンションでの民泊は禁止するという規約になれば、そのマンションで民泊をすることはできないというふうなことになると思うのですが、(2)に、禁止する意思がないことを確認することと定めているのですが、その点については、例えばまだマンションの規約が、マンションの権利者の中で話し合いがまだされていなくて、決まっていないというところは、この規定の中では、マンションの中で禁止の意思がないことを確認するというふうなことなので、まだ決まっていないというふうなところは、意思がないことを確認できないということで、民泊の対象にはならないと、区として考えられているのかということについて確認させてください。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず1点目、旧耐震についてのお尋ねでございますが、これは区内の建物であれば、建築確認をとる段階で把握はできておりますので、基本的には耐震基準を満たしていない建物については、建築課等で確認をとった上で、届出を受理する際に指導を行うということになるかと思っております。

それから、ハードルを下げることでトラブルが発生するので、高くするべきだというご意見でございますが、確かに高くすることでトラブルを防ぐ効果は高まると思われそうですが、先ほど申し上げました

事業の自由の確保だとか、事業を促進するという法の趣旨との整合性の部分では、現時点ではハードルを、高くしてトラブルを防ぐのか、低くしてトラブルが発生するのかというのではなくて、このガイドラインで示した程度の中間といいますか、適切なレベルでの規制というふうに考えて、今、手続を定めたところでございます。

それから、マンションでの規約で、まだ禁止するかどうか意思が確定していない場合、これは禁止しない意思の確認がとれていない段階でございますので、基本的には届出の書類がそろっているというふうには認めないという考え方でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

旧耐震の場合は、区として、建築課のほうで、そこら辺の建物の建築年月日をきちんと確認をして、旧耐震の以前の建物だということであれば、そのところはしっかりと耐震の補強工事がされていない限りは認めないということになるのでしょうか。その点についてお聞かせください。

あと、一番最後のページに、いろいろ民泊業者の表示の一覧が何例か載せてあるのですがけれども、これは大きめのほうが一戸建て、小さめのところが共同住宅という、感じで考えられているのでしょうか。そしてまた、この表示は、どれぐらいの大きさなのか、規定があるのか、多分これ、実物大ではないと思うのですが、実物大だとしたら、どれぐらいの大きさになるのかという点についても教えてください。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず、旧耐震基準、新耐震基準の関係でございますが、建築課のほうに確認をした時点で状況がわかりますので、適切な法の要件を整えているかどうかというところで、多分、消防法の関係のほうも同様に引っかかってくると思いますので、そこで消防とも協議しながら、内容が安全かどうかということを確認することになるかと思います。

それから、この届出をしたときの標識でございます。現物をこれからつくるのですが、基本的には、この様式に書いてあるものが原寸大で、国から示されたものに準拠してつくっているというふうに記憶しております。

それから、大きさの違いは、これはマンションか戸建てかどうかではなくて、次のページ以降、3種類ございますが、管理業務の業態に応じたものをそれぞれ国の示す指針にあわせてつくったというものでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

では、旧耐震の場合をしっかりと建築課のほうに確認をして、耐震基準が満たされているというのがきちんと確認されない限りは、また消防法のほうでも、そのところが確認されなければ許可はされないということと考えていいのかということの確認をお願いします。

それともう1つ、今回、ガイドラインがこういうふうな形で国を基準にしながら区としてもつくられたということなのですが、その中で、多分さまざまこれからもう既に65件もの相談が来ているということでは、これから民泊の事業が実際に実施に移されていった場合、さまざまなトラブルだったり、いろいろと予想される部分があると思うのですが、そういう点では、ガイドラインの見直しですとか、民泊が始まって、どのような問題、課題、それに対してどのような解決が必要なのかという検証という点について、どう考えられているのかお聞かせください。

#### ○鈴木生活衛生課長

旧耐震、新耐震の不備、不具合があった場合でございますが、私のほうで、先ほど「許可」という表

現をしてしまいました。これはあくまで届出でございますので、届出を受理するかしらないかということになります。届出が受理されれば、事業が実施可能という法制度でございますので、すみません、「許可」という表現は訂正させていただきます。

その上で、個別の建物だとかの状況、それからどの部分が基準を満たしていないかという状況に応じて消防等の協議もでございますので、一律にどういう場合が受理できるか、できないかというのは、一言では申し上げられない状況ですが、個々の案件ごとにしっかりと中身、建築基準法なり、消防法なりを確認して届出を受理するという形になるかと思えます。

それから、実際に始まってからのトラブル等も想定されるので、ガイドラインを見直すかということでございますが、現在行われていない法の制度に基づく新しい事業ということになりますので、当然、始まってから、さまざまな指導だとか、相談の対応をしながら状況を見極めて、必要があればガイドラインの改正なり、また国において法の改正がなくても、国のガイドラインだったり、運用上の考え方などが新しく示されれば、それに合わせた対応を区でもしていきたいというふうに考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

本当にさまざま既にいろいろなところで問題が起こっている民泊がいよいよ品川区でも始まるというところですので、本当に住民の環境、それから安全、また宿泊者の安全がしっかりと確保されるように、区としても事業を、検証も含めてきちんと見ていただきたいというふうに思います。

#### ○鈴木（真）委員

先ほど、苦情が今のところ2件というお話があったのですが、これ、調べられているのかどうか、品川区で現在どのくらい、今の届出する以前の数はどのくらいを見込んでいるのか。また、今回、64件でしたか申し込みの相談が来ている、その辺との絡みはある程度わかるのか伺います。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず、想定されるトラブルの件数等でございますけれども、現時点での苦情は、先ほど申し上げたように、ニュースを見てのものが3件で、具体的な民泊と思われる事業に関しては2件だけでございます。

ただ、現時点では、先ほど申し上げたように、法の仕組みとして制度がないところでやっているものなので、厳密に言うと、旅館業法でどこまで抵触しているかということでございますので、この新しい住宅宿泊事業法についての、民泊についての見込みというところは、そもそもの届出件数の想定が、おおむね300件程度を見込んでおりますので、その中でどれくらいトラブルになるかという想定数字は、正直、出せないという状況でございます。

ただし、相談件数が64件ということでございますので、実際には6月15日の施行までに届出が済んでいれば、適法に事業ができるということで、今後、まだ1カ月半ぐらいありますので、その間に届出や相談の件数、中身を見ながら、体制もそれに合わせたものをこれから増加、増強なりしないといかないところまでは考えているところでございます。

#### ○鈴木（真）委員

ちょっと質問が変だったかもしれないです。今後のトラブルということではなくて、現在、2件苦情が来ているという中で、さっき届出をするにあたって64件相談が来ていると言ったけれども、例えば、クレームが来ているところは、もう既にその相談の中に入っているのかという意味で、ちょっと気になったのと、さっき、調べ切れない、届出するものではないから、区内で今現在幾つぐらいやっているかわからないけれども、これがどのような感じかということで質問の意味なのですけれども。

#### ○鈴木生活衛生課長

失礼いたしました。届出に関する相談件数の中では、先ほど、苦情として来ている2件は、まだ届出はされておられません。

それから、どれくらいのものが想定されるかということに関して、一応、今、皆さんもご存じのAirbnb400件弱ぐらい、それから、その他も加えますと、インターネットとかさまざまな情報から推測して、600件程度ではないかと。先ほど申し上げた300件程度の届出がありそうだというのは、現時点で区としては届出に来て相談の様子から、それぐらいではないかと想定しているというところがございます。

#### ○鈴木（真）委員

現在やっているところで、届出をしないで、要するに、不法を続けていった際の対応、あるかどうかわからないけれども、そういう場合の対応はどういうふうに考えていったらいいのか、という点と。さっき話があったのですが、マンションの中で、民泊の表示を掲示しなければいけないですね。その掲示の部分は、やはりわかるようにしておいてほしいという希望があります。周りから、中はチェックできないから、そういうクレームがってくる、同じようなことが出てくるのではないかと思います。その辺の管理を確認したいと思います。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず、6月15日に法が施行された後、届出をせずに営業する場合がございますが、この場合、住宅宿泊事業法は、届出をした上で適正な営業業務を管理するための法律でございますので、この届出を行わずに宿泊の事業をやった場合には、民泊ではなくて旅館業法の規定で無許可の営業ということになり、罰則付きの警察等の摘発の対象となるものでございます。

また、届出が受理された後に住宅宿泊事業法の規定に違反した場合には、住宅宿泊事業法の罰則が適用されるということで、どちらかの法の規制の中で、基本的には指導監督、それから改善命令、もしくは罰則の適用が行われるということで認識をしております。

それから、マンションにおける掲示でございますが、先ほどと同様の答弁となりますけれども、こちらとしても掲示はしっかりとさせていただく、表示自体、法に定められているものでございますので、ただ、うちは表示しなくていいよということではなくて、建物状況や管理組合の考え方に合わせて相談をしながら、できるだけわかりやすい表示をということをお願いするというものでございます。

それとあわせて、そのマンションで民泊をやってもいい、もしくはやってはいけないという意思がないという確認の時点で、何らかの形で管理組合と話し合いをしていただいて、証明に印もいただいたりしますので、マンション側にもその辺はしっかりと住民の皆さんと共有していただくことを周知していきたいと考えております。

#### ○石田（秀）委員長

それでは、以上で本件を終了いたします。

---

#### (4) 産後ケア（訪問型）の開始について

#### ○石田（秀）委員長

次に(4)、産後ケア（訪問型）の開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

#### ○仁平品川保健センター所長

それでは、私から、産後ケア（訪問型）の開始について、ご報告させていただきます。恐れ入ります

けれども、品川保健センター作成の資料をご覧ください。

1の目的でございますけれども、本事業は、授乳や育児への不安が高い産婦に対しまして、助産師が自宅に訪問して、乳房ケアを中心に指導等を行うことで育児不安の解消を図りまして、安心して子育てできる環境を整えることで、お子さんの健やかな育ちを支援していくものということになっております。

2の対象でございます。まず品川区民の方で、産後6カ月未満の母子ということになります。また、授乳や乳房に関する不安、自己の体調や育児不安への相談のある方となっております。

3の事業実施方法でございますけれども、東京医療保健大学へ事業委託を行いまして実施するものでございます。訪問を希望される方は、直接こちらの大学に事務局が設けられておりますので、そちらに事前予約していただく形になります。

4のケアの内容でございますけれども、乳房ケアや授乳指導、産後の回復を早める心身のケア、お子さんの健康状態の確認、育児相談等を行うものとしております。

5の実施日時でございますけれども、訪問は月曜日から土曜日で、午前9時から午後5時までの時間帯で、所要時間は約1時間程度となります。

6の利用回数でございますけれども、産婦1人につきまして1回の利用とさせていただくものでございます。

7の自己負担でございます。このサービスを使った場合に、一般の世帯の方は自己負担の基本額といたしまして1,000円を負担していただきます。非課税世帯はその2分の1の500円、生活保護世帯の場合には無料とさせていただくものでございます。

8のスケジュール等でございますけれども、4月21日の広報しながわで「子育て支援特集号」を発行いたしますので、こちらに事業案内をまず載せさせていただきます。それと、区のホームページやチラシにて周知を図っていく予定としております。

下にこの事業の開始の年月日ということで、6月4日、訪問の電話予約受付開始と記載させていただいておりますけれども、最近、先方と事業の開始日を確認させていただきまして、6月1日からの電話予約の受付開始、かつ、4日から実質訪問にあたれるということで、今、準備を進めているところでございます。記載を補足させていただきました。

9のその他でございます。今回の訪問型の事業に合わせまして、乳房・母乳・授乳等に関する電話相談の窓口を実施させていただくというものでございます。訪問型の申し込みとは別の専用電話を設置いたしまして、産婦の方からの母乳等の相談に対応していくということで、4月中旬としておりますけれども、こちらの事務局は本日から体制がとれているということで、既にいきいきあんしん子育てガイド等でこの事業を載せておりますので、もし電話が入った場合には、すぐに対応するというような形にさせていただいております。

別紙は、窓口等のチラシで案内する文面等を参考に載せたものでございますので、ご参照いただければと思います。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

産後ケア（訪問型）というのは、今でも保健所で産後2回ぐらい助産師が来てくださって、このケアと同じような内容をしていただいていると思うのですがけれども、それとの関係はどういうふうになるの

かということをお聞かせください。

#### ○仁平品川保健センター所長

産後に今、助産師がご自宅を訪問して、母乳相談とか、育児の不安解消とかにあたっているところでございますけれども、こちらは事前に区が子どもが産まれたという届出をいただいておりますので、その方たちに対しまして、事前に、まず電話で訪問の仕組みがありますということで予約等をとっていただきます。こちらは区のほうからアプローチする形で、何かお困りのことはございませんかということで予約をとっていただいて実際に訪問をしているところでございますけれども、今回の事業は、特に乳房等に不安のある方ということで、希望する方、先ほど条件を申しあげましたけれども、条件に合致する方が、予約がとれますと、実際に特別に個別に1時間程度、主に授乳相談とか、その辺の不安解消のために訪問するというサービスでございます。事前の訪問はかなり広い範囲を扱う形になります。

#### ○石田（秀）委員長

そういう質問ではなくて、今、助産師会の助産師の方がやっていますよね。この後、大学で頼んで、多分、助産師の方がこれも行くのだろうけれども、その助産師会とこの大学の助産師の人が行くのがどう違うかと聞いているのですが。

#### ○鈴木（ひ）委員

そうです。もう既に実施されているのに。

#### ○仁平品川保健センター所長

すくすく赤ちゃん訪問の話でございました。失礼いたしました。こちらは、産婦の方の健康状態の確認、それとお子さんの状態の確認ということで、まず母子の状況がどうかということで、訪問して確認するのが主な役割になっております。ですので、直接乳房の相談で、例えばマッサージはどうやるのですかみたいな直接的な指導等は行わないという形になっておりまして、今回の訪問型は、希望によって特別に相談に乗って対処していく、直接的な指導ができるというような、そういう仕組みになっております。

#### ○鈴木（ひ）委員

私も個人的なところでは、娘が家に帰って里帰り分娩したときに、助産師に2回ほど来ていただいて、「大丈夫だよ」と言ってもらえたことすごく安心したというので、そういう事業は、初めての出産の場合はとても大事な事業なのだということを改めて実感したところなのです。そういうところで同じ助産師がその後も、「その後どう」というふうな感じで2回来てくださって、継続して見てくれて、もちろんケアの内容も今回の事業とほとんど同じ感じだったのです。子どものことも見てくれるし、母親のことも見てくれるしというふうなところで、同じ助産師が2回来てくれる、そういうふうなところでやっていることに加えて、これが東京医療保健大学への委託ということになるわけですね。そうすると、今まで同じ助産師が2回来てくれたところとの連携だったりはどうなるのか、私はそういうものが必要だというのであれば、そこのところを拡大するというのではなく、なぜ今回、東京医療保健大学への委託ということになったのかということが、ちょっと不思議だなと思ったので、そこら辺のところなぜなのかということをお聞かせいただけたらというふうに思います。

また、東京医療保健大学、なぜここへの委託なのか、東京医療保健大学というのが、私、詳しくわからないのですが、ここの助産師がみえるというのが、今まで品川区でずっと品川区を歩いていたというなじみの助産師が来てくれているところに、なぜこういうふうな大学の助産師が来ることになったのかという、その経過も含めて教えていただけたらと思います。

また、この東京医療保健大学の委託費はどれくらいになるのか。

それから、これは1人1回ということなのですから、希望者は何人くらい想定されているのか。

対象が品川区民ということなのですから、先ほどお話しした私の娘は品川区民ではなくて、里帰りの産婦だったので、助産師が来てくれました。なぜこれは品川区民となっているのか、品川区に里帰りして来ている母子は対象にしていらないのかという点についてもお聞かせください。

#### ○仁平品川保健センター所長

何点かご質問いただきました。まず、すすく赤ちゃん訪問は、今後、継続して支援が必要だということであれば、助産師とか保健師等が引き続き継続して面接に行ったり、来てもらったりということ、継続して支援に当たっているところでございます。

大学との関係でございますけれども、東京医療保健大学とは、日帰り型の産後ケア事業を既に行っているところでございます。

それと、品川区の場合、地域の特殊性と申しますか、助産院等が区内にはないものですから、そこで助産師会とか、こちらの東京医療保健大学と、いろいろと産後ケアの充実ということで検討を進めてきた中で、訪問型ということで、保健センターの利用者の声を拾ったところ、やっぱり産後一、二カ月の間に母乳等の直接的な支援を受けたいという要望が高かったものですから、今回の事業を新しくプラスしたという形になっております。

費用の話でございますけれども、委託が1件7,000円になっておりまして、そこに一般の方ですと自己負担1,000円を負担していただきます。ですので、1件6,000円で、今回、予算上は、年間で約400件程度の予算を組んでおりますので240万円という形になっております。

対象ですけれども、今回、このサービスは有料の制度と申しますか、そういうサービスを組んでいる関係で、区民の方対象という形にさせていただいております。

ほかの自治体にお住まいの方が品川区に里帰りしてきて、区の保健センターの助産師とか保健師が直接訪問に回ることがありますけれども、これはほかの自治体から訪問をしてくださいというような通知をもらって、依頼があって対処しているものでございますので、そこは職員費だけという形になります。

#### ○鈴木（ひ）委員

1件7,000円という高いお金がかかるという思いがしているのですけれども、こういう不安の解消という、特に初めての子どもの場合、本当にいろいろなことが心配でというところがありますので、そういうふうな不安に対する対応はとても大事なことはないかと思うのですけれども、それは今までやっているすすく赤ちゃん訪問の充実ということで、そのところを拡充することでできるのではないかというふうな思いがしているのです。それがなぜ東京医療保健大学に1件7,000円もかけて委託するということになるのか、その意味についてももう1回教えていただきたい。

それからあと、私はそういう意味で言えば、費用の自己負担1回1,000円、1人1回しか使えなくて、1回1,000円ですね。そういうところでは、400人を想定しているということで、40万円ぐらいなものではないですか。そういうことでは、子育て支援ということで、無料でこういうふうな希望する人にはやりますということでやるべきなのではないかというふうに思いますし、住民税非課税の方は500円ということですが、生活ぎりぎりの方は500円を出すのも大変という方もたくさんいらっしゃる、不安があっても使えないというふうなことにもなりかねないことを考えると、私は自己負担はなくして無料にすべきではないかと思うのですけれども、その考え方についても改めてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、すすく赤ちゃんの訪問充実ということではなくて、東京医療保健大学へ1件7,000円をかけたの委託という、そのところの意味についても改めてお聞かせください。

#### ○仁平品川保健センター所長

今回の事業の特徴ですけれども、希望者の方のご自宅に訪問して、例えば授乳の心配、母乳の心配の中で、乳房ケアのためのマッサージの処置ができる形になるのですけれども、こちらは、保健師ではなくて助産師しか処置ができない。ですので、訪問に行ける方が助産師という形になります。

次に、大学と助産師の関係なのですけれども、確かにすすく赤ちゃん訪問は助産師会の方にご協力いただいております。ただ、やはり新しい事業を始めますと、かなりマンパワーの問題とかがありまして、今回、東京医療保健大学は助産学専攻科をやっております、その関係で、その分野のかかわっている方、あるいはOBとかで助産師になられている方とか、いろいろとネットワーク上のつながりが多くて、ある程度、この事業を運営できるだけの人数がカバーできるということを伺っておりますので、こちらのほうに委託するという形になったものでございます。

自己負担の関係でございますけれども、直接的な処遇という形が入ってまいりますので、あくまでも希望者のみということで、国のガイドラインでも、こういうタイプの事業は、ある種の負担を考えながら事業を行うようにという考えもありますので、区も今までやってまいりました宿泊型、日帰り型をなぞらえまして、今回このようにさせていただいております。

#### ○鈴木（ひ）委員

この事業目的が授乳や育児への不安が高い産婦に対してというところですので、これは私は子育て支援というところからも、ぜひ無料にさせていただきたいということを最後に要望だけしておきます。

#### ○石田（秀）委員長

では、以上で本件を終了いたします。

---

#### (5) ネウボラ面接の拡充について

#### ○石田（秀）委員長

次に(5)、ネウボラ面接の拡充についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

#### ○仁平品川保健センター所長

それでは、次に、ネウボラ面接の拡充につきまして、私からご報告させていただきます。

1の事業の目的でございますけれども、本事業は、全ての妊産婦の方に対しまして、助産師・保健師等の専門職が相談やサポートを行うことで、妊娠期から子育て期にわたりまして、切れ目のない支援を図るために行っているものでございます。

2の事業の内容でございますけれども、現在、保健センターで行っております妊婦へのネウボラ面接につきまして、健康課に相談員を配置し、妊娠届に来庁された機会を使いまして、妊婦の方への面接を実施することで、来庁された方の利便性を向上させるというものでございます。

ネウボラ面接は、妊婦の方に対しまして助産師等が直接面接を行い、母子保健や子育て情報を提供するとともに、お祝いとして育児カタログの贈呈を行っております、同様の対応を健康課でも行ってまいります。

3のスケジュール等でございますけれども、本日16日より健康課での面接対応を開始したところでございます。

本件につきましては、4月21日の広報しながわ「子育て支援特集号」や、区のホームページへの掲載等により周知を図ってまいります。

**○石田（秀）委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○鈴木（ひ）委員**

新たに区役所の健康課に相談員を配置して、この面接対応を行うというところですが、保健師・助産師を新たに健康課で職員として増やすということになるのか、その体制がどういう体制になるのか、増やすとしたら何人くらい増やすのかというところをお願いいたします。

**○仁平品川保健センター所長**

今回の健康課の面接対応でございますけれども、この4月に助産師資格を持つ月16日勤務の非常勤職員を2名増員しております。

**○鈴木（ひ）委員**

非常勤ということなのですが、保健師も、本当に品川区は足りない、少ない配置なので、ぜひこういう機会に保健師・助産師を正規の職員として配置していただきたいということで要望をさせていただきたいと思います。

それから、これは妊娠届に来庁する妊婦への面接対応ということで、ここに直接関係するものではないのですが、母子手帳をもらいに来たときに、こういうふう面接ができるようにということになるわけですね。母子手帳をもらうところはさまざまあると思うのですが、働いていると、母子手帳を休んでとりに行かなくてはいけないのがすごく大変だという要望を聞いていまして、日曜開庁でももらえるようにという要望を聞いているのですが、そういうふうなところでは、ぜひ日曜開庁でも母子手帳がもらえるようにというふうなことでご検討いただけないかと思うのですが、その点をお聞かせください。

**○川島健康課長**

日曜開庁での母子手帳の交付につきましては、その場ではお渡しはしていないのですが、受付をして、後日、必要な書類を郵送するような形で対応させていただいております。国保医療年金課で、今、その受付もしている状況でございます。

**○石田（秀）委員長**

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

3 その他

**○石田（秀）委員長**

次に、予定表3、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

**○飛田障害者施策推進担当課長**

私からは、2月27日の厚生委員会で報告いたしました第5期品川区障害福祉計画、第1期品川区障害児福祉計画の正本ができましたので、そちらを議事係の担当より、後日配付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

**○石田（秀）委員長**

ほかはないようですので、1点、正副委員長よりご報告申し上げます。

2月27日の委員会でご案内いたしました今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、お手元に配付のとおり議長に提出いたしますので、ご報告いたします。委員および理事者の皆様のご協力に、この場をかりて改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時38分閉会